主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人田付昌長の上告理由について。

所論は、原判決の理由不備、民訴法違背を主張するが、その理由として、多面にわたつて強調するところは、すべて原審の証拠の取捨判断ないし事実認定を非難するに帰する。そして原判決の引用する証拠と判示説明とを対照してみると、その認定は相当であつて、所論のような違法はない。結局所論は、独自の見解に立つ原判決の非難であつて採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 小
 林
 俊
 三

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 垂
 水
 克
 己